

氏名	太田 久元
学位の種類	博士(文学)
報告番号	甲第386号
学位授与年月日	2015年3月31日
学位授与の要件	学位規則(昭和28年4月1日 文部省令第9号) 第4条第1項該当
学位論文題目	両大戦間期における海軍と編制権 — 一人的関係と政策決定過程 —
審査委員	(主査) 沼尻 晃伸 小野沢 あかね 黒沢 文貴 (東京女子大学現代教養学部教授)

I. 論文の内容の要旨

(1) 論文の構成

序章

第一節 先行研究分析と問題意識

第二節 課題と視角

第三節 海軍部内の人的構成

第一項 海軍部内の人的構造

第二項 海軍の権力構造における思想的淵源

第四節 本論文の構成

第一章 軍部大臣武官制撤廃論議と海軍の対応—海軍の編制権認識を中心として—
はじめに

第一節 第一次世界大戦の戦訓研究—戦争指導機関の研究—

第二節 省部関係と大正期における軍令部権限拡大の企図

第三節 議会における軍部大臣武官制撤廃論議と陸海軍の対応

第四節 ロンドン海軍軍縮会議以前における海軍の編制権認識

おわりに

第二章 財部彪海軍大臣後継問題と編制権問題—大角岑生の動向を中心として—
はじめに

第一節 ロンドン海軍軍縮会議と海軍部内の対立—編制権の政治化—

第二節 ロンドン海軍軍縮条約における予後備役将官と薩派の動向

第三節 財部彪海相後任問題

おわりに

第三章 ジュネーブ一般軍縮会議と国際連盟脱退

はじめに

第一節 ジュネーブ一般軍縮会議に対する海軍の政策

第二節 満州事変後における軍令部の強硬化

第三節 国際連盟脱退に対する海軍の対応

第四節 ジュネーブ一般軍縮会議脱退問題と海軍の対応

おわりに

第四章 海軍統制構造の変化と省部関係—編制権問題を中心として—
はじめに

第一節 軍令部権限拡大に対する海軍省と軍令部の対立

第一項 軍令部の権限強化

第二項 「海軍軍令部条例」「省部事務互渉規程」の改正提議

第二節 海軍省の妥協と軍令部の拡大強化

第一項 改正に対する軍令部の論理と海軍省の反発

第二項 改正に対する海軍省の妥協

第三節 軍令部権限拡大の主要点

第一項 改正の主要点

第二項 昭和天皇による改正への憂慮

おわりに

第五章 海軍の対外戦略構想と昭和九年度予算問題

はじめに

第一節 第二次海軍補充計画の策定過程

第二節 昭和九年度予算を巡る大蔵省と海軍の対立

第三節 「次期軍縮対策私見」とジュネーブ一般軍縮会議における海軍の方針の比較

第四節 海軍の対外戦略構想の強硬化

おわりに

第六章 「海軍軍縮条約体制」からの脱却と大角人事

はじめに

第一節 「軍政系」「政軍協調系」の衰退

第二節 第二次ロンドン軍縮会議と海軍の対応

第三節 「加藤・末次グループ」の衰退

第四節 大角人事とその後の海軍

おわりに

終章

(2) 論文の内容要旨

本論文は戦間期における海軍の組織構造について、明治憲法第12条の編制権を巡る諸問題を考察することを通じて、海軍部内における軍政機関(海軍省)と軍令機関(海軍軍令部)との関係とそ
の変化を、海軍部内の人的関係に注目して明らかにすることを課題とする。

第1章では、第一次世界大戦後における海軍における総力戦構想を明らかにする。総力戦に関
する研究や構想は、海軍省、軍令部、帝国議会などで、諸構想やそれに基づく制度改正が検討さ
れたが、いずれも実現しなかった。編制権は、海軍内において、海軍省(軍政機関)が優位性を保
持する要素であり、「軍政系」が海軍中央部の主導権を握っていた1920年代は、積極的な組織変
革を行う必要性が希薄であった。

第2章では、ロンドン海軍軍縮会議における統帥権干犯問題に関する海軍部内の対立に注目す
る。統帥権干犯問題の際に、兵力量問題が憲法第12条の編制権事項であることを海軍省が理解し
ていながら、「統帥権覚書」として覚書を作成、上奏し、内令157号を海軍部内に公布した。財
部海相の後継をめぐる、岡田啓介の根回しにより安保を後継海相としたことは、「軍政系」で
ある大角岑生を「軍令系」へと接近させる契機となった。

第3章では、軍令部首脳部に強硬派の伏見宮や高橋三吉が就任するに伴い、軍縮方針が変化し
た点を指摘する。軍令部首脳部に強硬派が就任する契機となったのが、満州事変の勃発と、大角
岑生の海相就任であった。ジュネーブ一般軍縮会議からは脱退しない方針を選択するものの、兵
力量決定に関する軍令部の影響力が強まることとなった。

第4章では、1932年以降の戦時大本営の改革や軍令部組織の改編などの軍令部の権限強化の過
程に注目する。軍令部側の「海軍軍令部条例」「省部事務互渉規程」の改正の要請に対して、海軍
省側は抗しることができなかった。こうして軍令部は、兵力量の決定に関する起案権を獲得し、
人事権の主導権も軍令部に移ることとなった。

第5章では、昭和9年度海軍予算の編成過程に注目する。同予算を巡っては、海軍と大蔵省と
が対立しつつも、海軍部内における海軍省の権限が軍令部側に移譲されたことにより、膨大な予
算要求という結果となった。海軍の対外戦略構想においても、海軍省の主導力が低下したことで、
軍令部が影響力を増大させる結果となった。

第6章では、「軍政系」「政軍協調系」を排除したと評価されてきた大角人事に注目した。大
角人事には、「軍令系」「純軍事系」の最強硬層である「加藤、末次グループ」を排除した側面
もあった。しかし、軍令部を中心とした政策の強硬化は「海軍軍縮条約体制」からの脱却を促進
させ、海軍部内の人的状況は「軍令系」を中心とした系統へと変化した。

終章では、統帥権干犯問題以後、海軍部内における編制権認識は変化するとともに、制度改正
によって海軍省が兵力量の決定を行えなくなる中で、海軍の主張は強硬化し、「海軍軍縮条約」体
制から脱却を図った点、しかし、陸軍との相違点として、編制権を維持した海軍省は軍令部と同
等の立場を維持した点を指摘している。

II. 論文審査の結果の要旨

陸軍を中心に進められてきた戦前日本軍事史研究は、近年海軍に関する研究が増えつつある。本論文はそのような研究潮流に位置しつつも、以下の4点の特徴を兼ね備えている。

第一に、1920～30年代に至るまでの比較的長期にわたる期間を対象としている点である。近年、海軍史研究が盛んになりつつあるとはいえ、その多くは、1920年代や戦時期など5～10年単位の比較的短い時期を対象とするものがほとんどである。そのなかで、本論文は、協調外交の時代から満州事変期までを通してみることで、海軍内部の勢力変化——「軍令系」の台頭とその限界——を描きだしており、この点は本論文の特徴として特筆に値する。

第二に、大日本帝国憲法第十二条に定められている編制権に注目し、兵力量の決定を海軍内のどの機関が担うかという点から、分析を進めている点である。近年の研究史では編制権を対象とする研究も存在するが、編制権自体が海軍内でどのように認識され取り扱われてきたのかという点を歴史具体的に長期にわたって追究した研究はこれまでになく、編制権を軸に海軍内の政策志向と勢力変化を描く点が本論文の大きな特徴となっている。

第三に、海軍内の人的関係に関して、「条約派」「艦隊派」というようにロンドン海軍軍縮条約をめぐる対立に即して軍部内の派閥を描く多くの先行研究を批判し、「軍政系」「政軍協調系」と「軍令系」「純軍事系」という、政策志向に基づく緩やかなグループとして捉え、人的関係を捉えようとする点である。この分析枠組みは、「軍政系」とみられていた大角岑生が後に「軍令系」に接近するなどの歴史的事実の解釈や、1933年における「省部事務互渉規程」の改正過程における「軍政系」内部の対応の相違などの説明に用いられており、本論文においてオリジナルな論点を提起するうえで重要な役割を担っている。

第四に、これまでの研究者が用いてこなかった新史料の利用である。岩村清一日記や「日本海軍軍令部条例海軍軍令部互渉規定」などの史料を用いることで、「軍令系」と「軍政系」の対立とその経緯をリアルに描き出し、実証の精度を高めることに成功している。

以上のように、本論文の日本海軍史、政軍関係史研究に対する貢献はきわめて大きいものの、残された課題も少なくない。その一つとして、「軍政系」「政軍協調系」と「軍令系」「純軍事系」という分析枠組みが、今後さらに精緻化を要する点である。共通の政策志向をもった軍人が組織の性格を規定する側面がある一方で、組織に即していることで個々の軍人の行動様式が規定される側面がある点に鑑みれば、各時期によって「軍政系」・「軍令系」と海軍省・軍令部との相互規定関係をより丁寧に叙述し、先行研究との関連を明示すれば、著者の意図がよりわかりやすく伝えられたように思われる。

しかしこれらの点は、上述した本論文の価値を打ち消すものではなく、むしろこれらの課題を踏まえた今後の本研究の進展が大いに期待される。